

I 母子保健連絡協議会報告

地域保健課

母子保健連絡協議会の開催

日時 令和7年8月28日（木） 15時30分～17時30分

会場 船橋市保健福祉センター 3階 保健学習室

委員 国立成育医療研究センター成育こどもシンクタンク副所長、医師会、歯科医師会、助産師会、栄養士会、小学校長会、養護教諭会、私立幼稚園連合会、民生児童員協議会、市川児童相談所船橋支所、市民

報告・議題

- (1) 令和6年度母子保健事業実施報告
- (2) 船橋市成育医療等に関する計画「すこやか親子ふなばし（第2次）」指標達成状況
- (3) 地域保健課の取り組みについて
- (4) 意見交換

船橋市成育医療等に関する計画「すこやか親子ふなばし（第2次）」について

計画策定の趣旨

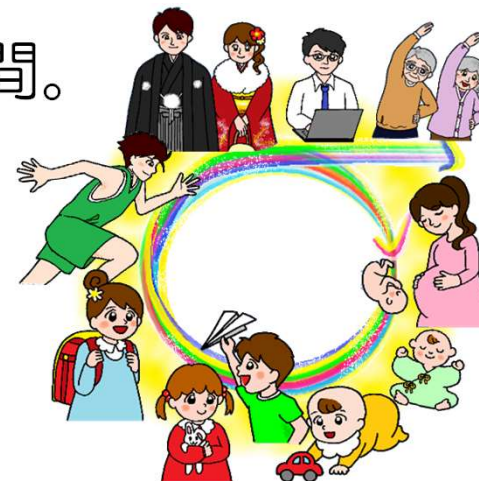
船橋市母子保健計画「すこやか親子ふなばし」の計画期間が終了することに伴い、成育医療等基本方針を踏まえて策定。

妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の充実を目指す。

計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間。

計画の基本理念

すべてのこどもが健やかに育つまち船橋



船橋市成育医療等に関する計画「すこやか親子ふなばし（第2次）」について

5つの基本目標

基本目標Ⅰ 妊産婦等への保健施策	妊産婦やその家族が安心して出産・子育てができるよう、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援体制を構築します。
基本目標Ⅱ 乳幼児期における保健施策	こどもの健やかな成長を育むため、医療・保健・福祉等と連携を図り、切れ目ない健診体制を整備します。
基本目標Ⅲ 学童期及び思春期における保健施策	学童期及び思春期のこどもが自分を大切にし、将来に向けた健康管理を行えるよう支援する体制づくりを目指します。
基本目標Ⅳ 生涯にわたる保健施策	ライフステージに応じた健康支援を行う体制づくりを目指します。
基本目標Ⅴ 子育てやこどもを育てる家庭への支援	地域全体でこどもの健やかな成長を見守り育むための取り組みを推進します。

船橋市成育医療等に関する計画「すこやか親子ふなばし（第2次）」指標達成状況①

	指標	ベースライン (令和5年度)	令和6年度	目標値 (令和11年度)
基本目標Ⅰ	妊婦健康診査受診率	98.1%	94.7%	99%
	産後1か月時点での産後うつの高リスク者の割合	7.6%	5.6%	減少
	産後ケア事業の利用率	6.3%	13.9%	増加
基本目標Ⅱ	乳児健康相談、幼児健康診査の受診率	4か月児：85.8% 1歳6か月児：92.7% 3歳児：89.3%	4か月児：86.2% 1歳6か月児：92.7% 3歳児：89.0%	4か月児：95% 1歳6か月児：97% 3歳児：95%
	乳児健康診査の受診率	3～6か月児：95.1% 9～11か月児：85%	3～6か月児：92.6% 9～11か月児：86.0%	3～6か月児：97% 9～11か月児：90%
	1か月児健康診査の受診率	—	—	95%

船橋市成育医療等に関する計画「すこやか親子ふなばし（第2次）」指標達成状況②

	指標	ベースライン (令和5年度)	令和6年度	目標値 (令和11年度)
基本目標Ⅲ	児童・生徒における痩身傾向児の割合	16歳（高校2年生） 女子：1.7%	0.5%	減少
	児童・生徒における肥満傾向児の割合	10歳（小学5年生） 男子：12.5%	10.9%	減少
	市が学童期・思春期を対象とした健康教育を実施した学校数	2校	3校	増加
	フッ化物洗口事業を実施している小学校のクラスの割合	89.7%	94.9%	100%
基本目標Ⅳ	育てにくさを感じた時に対処できる親の割合	4か月児：76.3% 1歳6か月児：80.3% 3歳児：74.0%	4か月児：71.2% 1歳6か月児：75.8% 3歳児：78.8%	4か月児：90% 1歳6か月児：90% 3歳児：90%
	この地域で子育てをしたいと思う親の割合	4か月児：92.5% 1歳6か月児：92.6% 3歳児：93.6%	4か月児：92.0% 1歳6か月：92.7% 3歳児：94.4%	4か月児：98% 1歳6か月児：98% 3歳児：98%

令和7年度新規事業の取り組み

(1) 1か月児健康診査の費用助成（令和7年4月開始）

産科医療機関等に委託し、1か月児健康診査を実施。

(2) 家事・育児支援サービス事業「にこにこママパパサポートふなばし」 （令和7年7月15日開始）

産婦や乳児のいる家庭が抱える家事・育児への負担を軽減するため、訪問支援サービスを実施。

(3) 妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業


国の制度変更に伴い、令和7年4月1日より、経済的支援は妊婦のための支援給付、伴走型支援は妊婦等包括相談支援事業に変更となった。

令和8年度事業実施に向けて

5歳児健康診査

こどもの個々の発達の特徴を早期に把握し、育児の困難さや子育ての相談ニーズを踏まえながら、こどもとその家族に必要な支援につなげる。

特に、保健、医療、福祉、教育の各分野の関係者が連携して、地域のフォローアップ体制を充実していくことが重要となる。

 令和8年度の実施に向けて準備を進めていく。

Ⅱ フッ化物洗口事業について

—令和７年度実施状況—

地域保健課

今年度、実施できたこと

- ◆令和7年5月より、前年度全学年実施した学校を中心に開始した。
- ◆10月末現在55校全校実施、全学年で取り組んでいるのは51校。
- ◆健康まつり（11月運動公園）にて来場者に洗口体験を実施。事業を知る市民が増え、小学生の保護者が積極的に体験に参加していた。
- ◆「歯・口腔の健康推進協議会」（11月6日開催：保健福祉センター）において歯科医師会・薬剤師会及び関係団体の委員と事業の円滑的な実施について協議。

	小学校	
	学校数	実施
学校数	55	55
クラス数	1,035	1,018

※11月末で全学年実施は54校となる

今年度、実施できなかったこと

- ◆ 1校が実施する学年を順次拡大としているため、全校全学年を達成できなかった。
- ◆ 夏休み前に開始できない学校が3校があった。

今後の取り組み

- ◆令和8年度は全学年での実施を計画
 - 年度内に各小学校と次年度の開始時期等の調整を実施。

Ⅲ 食育推進事業について

地域保健課

今年度、実施したこと

①食育月間（6月）に「食育展」を開催

【期間】 令和7年 6/3～6/8（イオンモール船橋）

※6/7（土）、6/8（日）はイベントを実施

- ベジチェック（野菜の推定摂取量の測定）
- 東京湾回転寿司（疑似体験展示）
- 観光協会による船橋産食材の即売会
- キリンビバレッジ株式会社による紅茶クイズ、茶葉の匂い比べ
- フードドライブ
- クイズ、スタンプラリー

令和7年6/10～6/15（保健福祉センター）

※6/10（火）、6/11（水）はイベントを実施

- 食生活サポーターによる適塩みそ汁の試飲体験
- ベジチェック（野菜の推定摂取量の測定）

今年度、実施したこと

【協力団体】 庁内10課

- 保健総務課・衛生指導課・健康政策課・健康づくり課・資源循環課
- 地域子育て支援課・農水産課・保育運営課・保健体育課・地域保健課

【協力団体】 庁外11団体

- IKEA Tokyo-Bay・キリンビバレッジ株式会社・聖徳大学・千葉県立薬園台高校
- 千葉ジェッツふなばし・日本ベーリンガーインゲルハイム株式会社
- 船橋市観光協会・船橋市栄養士会・ふなばし三番瀬環境学習館
- 船橋市食生活サポーター協議会・船橋市保健所管内集団給食協議会

※下線は初出展

その他、食育月間中（6月中）イオンモール船橋の食品売り場にて減塩・野菜摂取促進啓発のPOPを掲示

今年度、実施したこと

②市内スーパーと連携した食環境整備

【目的】現在の船橋市の課題である「減塩」や「野菜摂取量増加」に対して、民間企業と行政で連携して健康づくりのための商品を選ぶきっかけとなる情報提供や啓発を行う。

【事業概要】株式会社ランドロームジャパンと連携し、市内2店舗で食育イベントを6月と11月に2回実施。
さらに、市内3店舗で減塩・野菜摂取啓発促進のPOPを掲示。

【イベント日時】

- ・魚次×LR北習志野店 令和7年6月20日（金）・11月21日（金）
 - ・ランドローム船橋夏見店 令和7年6月28日（土）・11月16日（日）
- ※時間はいずれも10時～12時

【イベント内容】ベジチェック、減塩商品の紹介・販売、塩分についての展示、ソルセイブで塩味チェック、栄養士による健康相談

今年度、実施したこと

③食環境整備事業 「ふなばしMOREベジ協力店」 推進事業

【目的】 野菜摂取につながる取り組みを行う飲食店や野菜販売店等を登録し
市民が野菜を摂取しやすい環境の整備の推進を図ることにより、
市民の健康づくりを支援する。

【事業周知】 ホームページ・広報・ふなばしCITYNEWS・乳幼児健診・地区教育・
出前講座・イベント（食育展、ふなばし健康まつり等）等
ポケットティッシュ、店頭周知POPを作成

【登録店舗数】 120店舗（令和7年10月末時点）

（内訳）飲食店：48店舗、惣菜・弁当店：7店舗、給食施設：5店舗
コンビニ・スーパー：28店舗、八百屋・野菜販売所：32店舗

④食育講座「離乳食（3回食）と歯みがきの教室」

【会場・回数】 中央保健センター・東部保健センター・西部保健センター 毎月1回

今年度、実施したこと

⑤健康づくり公開講座

【日時】令和7年9月20日（土）10時～12時

【テーマ】食の好き嫌い、脳科学で解消してみませんか
～食嗜好性の心理メカニズムを理解する～

【対象】市内在住・在勤・在学者

【会場】海神公民館 講堂

【講師】東京大学大学院
農学生命科学研究科 教授 喜田 聡 氏

【主催】船橋市

【共催】船橋市栄養士会、船橋市保健所管内集団給食協議会、
船橋市調理師会

【参加者】75名

今後の取り組み

①市内スーパーと連携した食環境整備

【目的】現在の船橋市の課題である「減塩」や「野菜摂取量増加」に対して、民間企業と行政で連携して健康づくりのための商品を選ぶきっかけとなる情報提供や啓発を行う。

【事業概要】船橋市食生活サポーターとコラボし野菜たっぷり＆減塩弁当を販売
12月1日（月）～12月15日（月）の期間限定、数量限定販売

株式会社ランドロームジャパンが管理栄養士監修のもと毎月販売している「健幸食（けんこうしょく）弁当」の副菜1品に、船橋市食生活サポーターが考案した「小松菜とにんじんのごま和え」が取り入れられている。

千葉県・茨城県内のランドローム全23店舗で販売予定。

今後の取り組み

②シェフズクッキング

【目的】若い世代が地域の食材や市内で活躍するシェフを通して調理や食べることを楽しみ、自身の食生活について考える機会とする。

【日時】令和7年12月13日（土）10時～13時

【テーマ】シェフズクッキング2025

～和食のプロ直伝！飾り切りに挑戦しよう～

【対象】市内在住・在学の小学5年生～中学生と保護者 10組

【会場】船橋市保健福祉センター

【講師】日本料理人 田村 昌哉 氏

Ⅳ 公園を活用した 健康づくり事業

地域保健課

今年度、実施できたこと①

	令和6年度	令和7年度 (10月までの実績)
実施公園数	45	46
実施回数	7,601	4,763
参加者数(延)	175,016	113,787
協力員数(延)	30,369	18,748

今年度、実施できたこと②

- ①船橋市公園を活用した健康づくり事業検討
会議を実施
- ②健康まつりで公園を活用した健康づくり事
業の啓発
- ③令和7年度は52公園を目標としており、
関係団体へ事業説明を実施した。

今後の取組み

- ①公園を活用した健康づくり事業協力員報告会
（令和8年3月に実施予定）
- ②協力員の高齢化や定年の延長等で世代交代の問題
や参加者の減少もあるため、運営継続のサポート
をしていく。

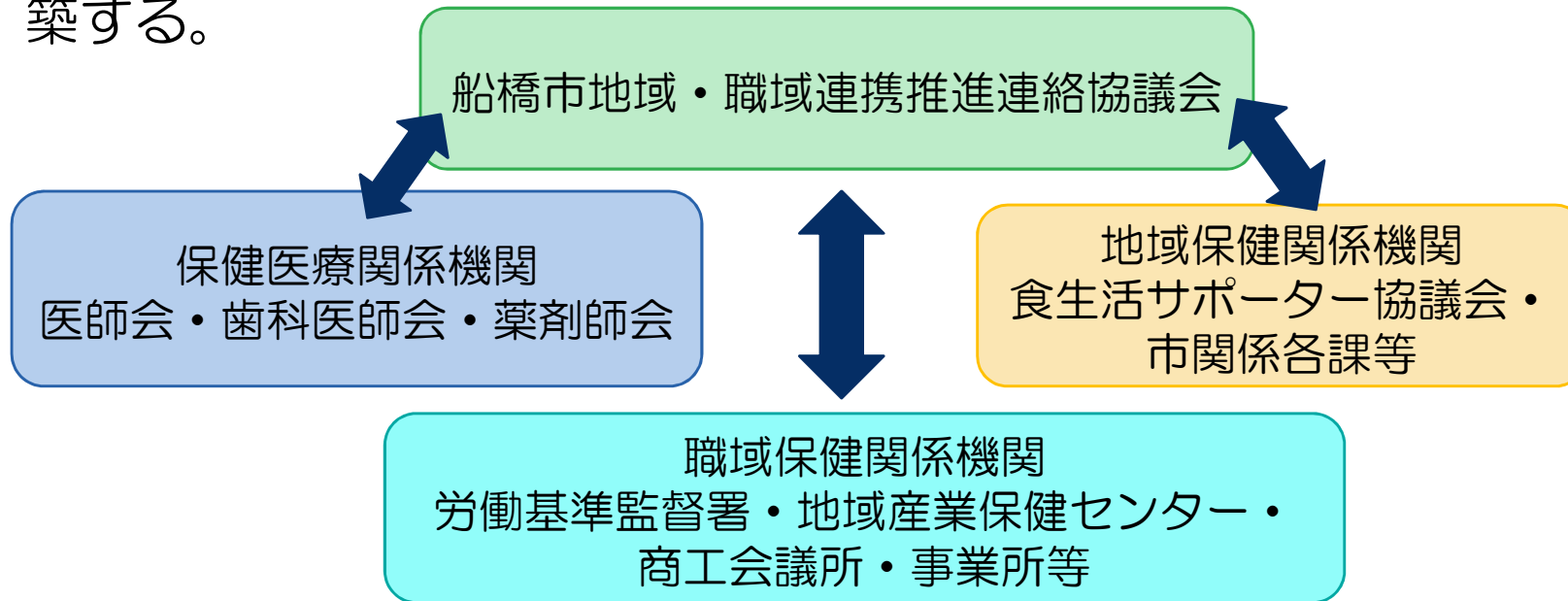
Ⅴ 地域・職域連携推進事業について （ふなばし健康宣言事業所制度）

地域保健課

1. 地域・職域連携推進協議会について

目的

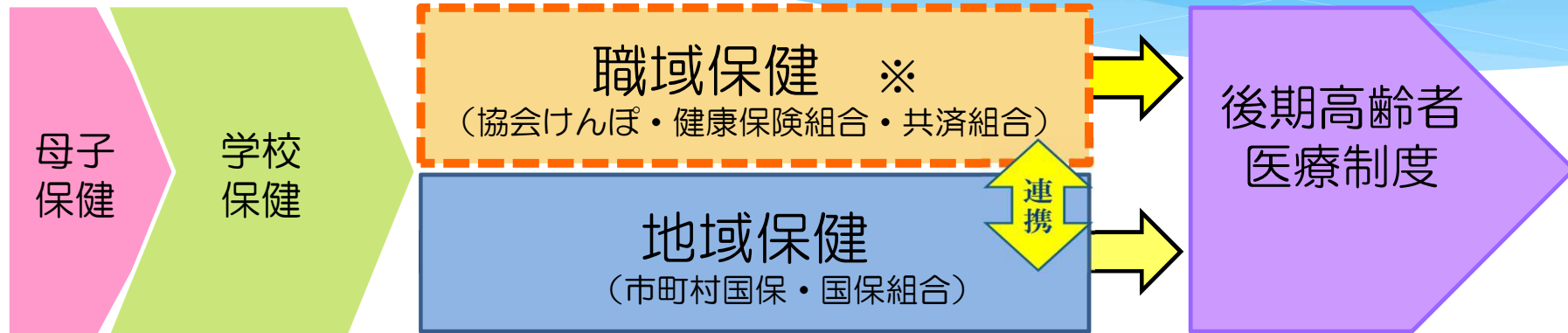
地域保健と職域保健の連携を図り、地域の生活習慣病の予防及び健康寿命の延伸を図るため、生涯を通じた継続的な保健サービスの提供及び健康管理体制を整備・構築する。



地域における関係機関への情報提供や健康に関する情報の共有、ニーズを把握した上で健康問題を明確化し、地域特性を生かした具体的な連携事業の計画、実施、評価を行う。

2. 地域保健・職域保健の連携の必要性について

幼少期→少年期→青年期→壮年期→中年期→高齢期



地域保健および職域保健がそれぞれの法令に基づいて保健事業を実施

地域・職域連携推進協議会ガイドライン策定（平成17年3月）→令和元年9月改訂
地域・職域連携推進協議会の設置により、地域保健と職域保健が連携し、健康情報と健康づくりの保健事業を共有、より効果的・効率的な保健事業を展開できる

生涯を通じた健康づくりを継続的に支援するための効果的な保健事業の構築

3. 船橋市地域・職域連携推進連絡協議会の開催

日	時	令和7年8月7日（木）14時～16時
会	場	船橋市保健福祉センター 3階 保健学習室・歯科健診室
議	題	(1) 令和6年度の取り組みの報告 (2) 今後の取り組みの方向性について ①今後の取り組み予定について ②ふなばし健康宣言事業所制度の運用について ③ふなばし健康ポイント事業について

船橋市地域・職域連携推進連絡協議会での協議及び事務局での検討を重ね、11月1日（土）より「ふなばし健康宣言事業所制度」運用開始。

4. ふなばし健康宣言事業所制度の基本設定について

I 登録期間

登録開始日は申請月の翌々月1日とし、登録期間は登録開始日から登録開始日の属する翌年度末（3月末日）までとする。

例) 令和8年5月に申請した場合、登録期間は
令和8年7月1日～令和10年3月末日まで

II 申込期間 随時受付

登録マークには、ふなばし健やかプラン21
マスコットキャラクター「すこちゃん」を採用。



5. 「ふなばし健康宣言事業所」として 登録申請手順①

①申請

【申請要件】

- (1) 市内に所在地を有する本社（本店）、支社（支店）、営業所等であること。なお、市内に支社（支店）、営業所等があり、市外に本社がある場合でも、支社ごとの登録を可能とする。
- (2) 代表者の他に従業員が1名以上いること。
- (3) 暴力団等の反社会的勢力に所属せず、これらの者と関係を有していないこと。
- (4) 市税を滞納していないこと。
- (5) 本制度に登録された事業所の情報を、市がホームページ等で広く周知することに同意すること。
- (6) 本制度に登録後、社内・社外に「ふなばし健康宣言事業所」であることを発信すること。

5. 「ふなばし健康宣言事業所」として 登録申請手順②

②書類審査（メール・郵送等）

- ・「ふなばし健康宣言事業所制度申請書」の確認（できるだけ申請につながるよう支援）
 - ・必要時電話等にてヒアリング
 - ・事業所主体での取組が難しいといった相談があれば、相談しながらの申請も可能
- ※事務局が書類審査後、部長決裁で決定

③決定通知書と登録証交付

- ※ふなばし健康宣言事業所登録証を交付
- ※申請日の翌々月の1日から登録開始
- ※登録番号は台帳で管理

【協議会支援】

- ①ふなばし健康宣言事業所として市ホームページに掲載（事業所名と事業所PR内容）
- ②デジタルサイネージ（船橋駅前歩道橋、市役所、イオン、京葉銀行等）に掲載

5. 「ふなばし健康宣言事業所」として 登録申請手順③

④事業所は健康づくりを実施

【協議会支援】

健康づくりメニューの提供、事業所のイメージアップ支援、健康づくりの相談等

⑤健康づくりの実施報告（メール・郵送等）

※登録期間が終了する年度の1月～3月末までに各事業所が実施報告書を市へ提出

※更新する場合は、申請書を1月～2月末までに提出

【協議会支援】

①船橋市のホームページに掲載（事業所名と結果報告）

②市の一部封筒の余白に企業・事業所名を一覧にしたものを印字

6. 今後の取り組みについて

- ふなばし健康宣言事業所制度の周知及び登録促進
- 登録事業所の健康づくりへの取り組み支援
- 登録期間中、健康づくりに取り組んだ事業所へのインセンティブの検討

Ⅵ １か月児健康診査について

地域保健課

1. 国の動き

○母子保健法第13条

「（略）市町村は、必要に応じ、妊産婦又は乳児若しくは幼児に対して、健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨しなければならない。」

○厚生労働省

●令和5年12月28日 こども家庭庁成育局長通知

「母子保健医療対策総合支援事業（令和5年度補正予算分）について」

- ・1か月児健康診査の実施要項を定める。

●令和5年12月28日 こども家庭庁成育局母子保健課通知

「1か月児及び5歳児健康診査支援児事業について」

- ・事業実施に必要な健康診査問診票等を定める。

●令和6年12月23日 こども家庭庁成育局母子保健課通知

「1か月児健康診査マニュアルについて」

- ・1か月児健康診査を実施するにあたりマニュアルを作成。

2. 本市の動き

【1か月児健診の実情】

産科医療機関等ですで行われている健診であり、多くの児が受けている健診であるが費用助成を行っていなかった。

○市

・令和6年度

1か月児健康診査事業に対しての補助金（国）通知を受け、産科医療機関へのアンケートを実施するなど事業構築を行う。

・令和7年度

令和7年4月以降に出生した児を対象に1か月児健診にかかる費用助成を開始。

3. 本市の1か月児健診の概要

- 目的 児の疾病等の早期発見や育児等に関する養育者への助言を図る
- 対象 令和7年4月以降に出生した船橋市民の児
- 配付方法 母子健康手帳別冊とともに配布
- 助成回数・金額
一人1回、上限6,000円
- 健診費用助成実績

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	計
受診人数	2	241	274	323	304	329	1473

今年度より開始した事業であり、妊婦のための支援給付（出産・子育て応援ギフト）とともに妊娠～出産後の伴走型支援として実施していく。